

# 群馬県児童死亡事案検証報告書

平成26年3月

群馬県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会  
児童措置・虐待対応専門部会  
〔児童死亡事案検証委員会〕

※本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いがなされるようにお願いします。

## 目 次

---

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
3 事案の概要と対応の経過	1
4 事案の検証による問題点・課題の整理	1 3
5 課題解決に向けての提言	1 7
～おわりに～	2 8

### (参考資料)

1 群馬県児童虐待死亡事例等検証要綱	3 0
2 群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会部会運営要領	3 1
3 検証組織（児童死亡事案検証委員会）の構成	3 2
4 検証経過	3 2

## 1 検証の目的

---

平成25年2月、群馬県A町において外国籍の母の帰国・不在中に、3歳の女児が死亡した事案について、事実の把握と分析等を行い、問題点・課題を整理し、再発防止のための提言を行うことにより、今後の児童虐待防止に寄与することを目的として検証を行ったものである。

## 2 検証の方法

---

- 関係機関が保有する資料の提出を受けたほか、関係者からのヒアリング等を行い、事案の全体像及び関係機関の関与の状況等の情報を収集し整理した。また、整理した情報から、事実関係を把握し分析、調査を行った。
- 調査結果に基づき、各関係機関における対応上の課題、組織及び職員体制面の課題、関係機関間の連携面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な対応策を検討した。
- 事案の概要や再発防止のための提言等については、最終的に本報告書として取りまとめ、群馬県に報告し公表することとした。
- 本検証委員会の会議内容については、プライバシー保護の観点から一部を除き非公開とした。
- 本検証は今後の再発防止策を検討するためのものであり、個人の責任追及を行うためのものではないことを確認の上、検証を行った。

## 3 事案の概要と対応の経過

---

### (1) 事案の概要

平成25年2月18日(月)、A町のアパートにおいて、3歳の女児(以下「本児」という。)が死亡した状態で発見された。このアパートに居住していたのは、母(フィリピン国籍)と2児〔本児、異父姉(以下「姉」という。)]の世帯で、本児が死亡したのは、母がフィリピンへ帰国し不在中の出来事であった。

なお、本児は、児童相談所が平成22年1月に乳児院に入所措置し、24年4月に入所措置解除により家庭復帰したもので、その10か月経過後に、このような痛ましい事案が発生した。

なお、警察は平成25年6月1日(土)、本児に対する保護責任者遺棄致死の容疑で母を逮捕した。また、地方検察庁は6月21日(金)、母を保護責任者遺棄致死罪で起訴した。その後、警察は7月2日(火)に、姉を本児に対する保護責任者遺棄致死の容

疑で地方検察庁に書類送検し、地方検察庁は7月23日(火)に、姉を同容疑で家庭裁判所に送致した。

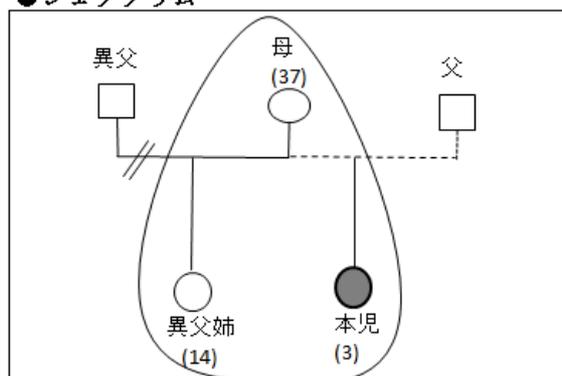
## (2) 家族構成及び施設入所・退所までの経緯

### ① 家族構成〔事案発生当時の状況〕

母（フィリピン国籍） （37歳、生活保護受給）  
異父姉（日本国籍） （14歳、中学2年生）  
本児（女）（フィリピン国籍） （3歳、保育所に一時就園歴あり）

-----  
異父（異父姉の父）（日本国籍） （平成13年離婚）  
実父（本児の父）（詳細不明）

●ジェノグラム



### ② 施設入所から家庭復帰までの主な経緯

○ 母は平成6年頃から断続的に来日し、9年以降は群馬県内のB市やC市で働き、姉を妊娠し異父と婚姻した。10年にフィリピンで姉を出産し、11年には姉を伴って再来日し、以後、群馬県内で異父と同居してきた。

母が異父と離婚した13年からは母と姉の2人暮らしとなり、21年4月に本児を出産してからは3人で暮らしていた。

○ A町への転入直後の21年9月に、同じアパートの住人から、母が本児と姉を置いて夜の仕事に出かけているという相談がA町役場（児童福祉担当課）に寄せられたことを発端として、以後、様々な関係機関の関わりが始まることとなった。

○ まず、児童福祉担当課から訪問依頼を受けた町母子保健担当課は、21年9月25日に家庭訪問し、母に面接、予防接種や健診、保育所入所手続きについて説明した。10月15日には母が児童福祉担当課を訪れ、保育所入所の相談をしたが、知人に本

児を預けられることになったとの理由で入所申請には至らなかった。その後、母は、11月16日になり、知人に預けることが難しいので保育所入所を待ちたいと伝えてきたため、入所申請を勧めたが、この時も申請には至らなかった。

- 21年11月25日、母は本児を知人に預け、姉をアパートに一人置いて、フィリピンに帰国したが、戻る予定の11月30日になっても戻らず、本児を預かった知人が養育困難となり、12月14日に異父が児童委員とともにA町役場（児童福祉担当課）に相談した。
- 相談を受けた児童福祉担当課は、児童相談所に相談し、一時保護の検討を依頼した。
- 児童相談所は、養護相談（養育者不在）として受理し、12月14日に本児を乳児院に一時保護委託し、姉を児童相談所で一時保護した。その後、22年1月に本児を乳児院に、姉を児童養護施設にそれぞれ入所措置した。
- 母は23年5月、フィリピンから戻り、同年9月、A町役場（児童福祉担当課）を訪れ、本児と姉を探している旨の話をした。
- そのため、児童福祉担当課では、母に児童相談所へ連絡するよう伝えるとともに、児童相談所に対しては、母が、本児と姉の家庭引取りを希望している旨、連絡した。
- 9月20日、母から児童相談所に電話連絡があり、22日に児童相談所で面接を実施し、本児と姉の家庭引取り希望を確認した。
- 児童相談所では、母の引取り希望を受け、家庭復帰に向けたアセスメント（母に関する情報収集と生活状況の評価）を行うとともに、母と本児及び姉との面会等を重ねさせたが、本児は母になつかなかったことから、23年11月に姉のみ家庭復帰とした。
- その後、母と姉が、本児との面会等を重ねた結果、親子関係も良好となったことや、24年4月から本児の保育所入所が可能となったことから、本児は4月6日に家庭復帰した。

### （3）本児の家庭復帰後から本児死亡前までの主な経緯

- 本児が家庭復帰となった平成24年4月6日に、児童相談所は改めて町児童福祉担当課に対して電話により情報提供と対応について依頼を行った。なお、母子関係には問題はないと判断し、児童福祉司指導等の措置は採らなかった。
- 本児の保育所での様子は、泣くこともなく友達ともすぐに打ち解け、4月は土曜・日曜日以外は通所したが、5月からは通所しなくなった。母から母自身の体調不良により欠席との連絡があったが、欠席が続いたため保育所職員は母に何度か電話により連絡を試みたものの、応答がなかった。

- 後に検証過程の調査で判明したことであるが、母は、「本児の引き取り直前まで自動車関係の工場で、平日は時間外勤務もあり12時間、及び土曜日朝7時から夕方5時まで働いていたが、本児を引き取る際、仕事はしばらく休みたいと勤務先に申し出た。フィリピンから身内を呼ぼうとしたが、ビザが取れず実現しなかった。保育所の担任に、姉が迎えに行く方法も相談したが、(姉がまだ子どもなので)できないと断られた。」と話している。
- 保育所は、通所が途絶えた後、母に連絡がつかないため、職員が数回、家庭訪問し、6月27日になって母と会うことができた。その際、本児については、知人に毎日預けているとの理由で会うことはできなかった。母は「体調が悪く送り迎えできない。経済的にも苦しい。良くなったら仕事を始めなければならないので保育所には行かせたい。」と話していた。7月3日には、母から保育所に「9日から通所する。」との電話連絡が入った。

なお、保育所は、6月と7月に町児童福祉担当課に本児が通所していないこと等の情報提供を行った。
- 7月13日に、町児童福祉担当課から児童相談所に対して、「本児が保育所に通所していない。保育所職員が家庭訪問したが、本児に会えなかった。」との連絡があり、児童相談所は、訪問の継続と、心配な状況であれば連絡してほしい旨を依頼した。
- 町児童福祉担当課は、何度か家庭訪問したが母に会うことができなかった。7月18日に、母から「児童扶養手当、保育所、健診等についての話がしたい。明日、相談に行きたい。」との連絡があった。しかし、相談予定の19日には、相談に来なかった。
- 町児童福祉担当課は、7月20日に家庭訪問したところ、母に会うことができた。「生活が大変で子どももいるので、できれば昼間の仕事をしたい。」との話があったため、町の生活相談を勧めた。
- 7月27日、母から「本児は知人に預ける」との理由で、町児童福祉担当課に保育所の退所届が出され、7月31日付け退所となった。
- 8月1日、本児が7月に予定されていた3歳児健診を受診していなかったため、町母子保健担当課職員が家庭訪問し、在宅していた姉に、健診の再通知を渡した。
- 8月10日、県保健福祉事務所に、母より生活保護の申請があり、保健福祉事務所は14日に10日付けで生活保護の決定を行った。この時点においては、本児の在留資格が切れていたため、母と姉のみ生活保護の対象となった。以後、母から電話による近況報告や相談を受けていたが、月に1度の生活状況を聴取するための面接は町役場での生活保護費支給時が多く、家庭訪問できたのは2回のみであった。
- 3歳児健診の再通知を受け、本児は8月22日に町保健センターで健診を受けた。その際の間診で、母は「本児が外では話したり歌ったりするが、家ではほとんど話さ

ず、泣いてしまう。」と話すなど、育児の難しさを感じている様子が見られた。そのため、育児相談を勧めたが、母は「都合があるから」と相談することはなかった。

- 後に検証過程の調査で判明したことであるが、本児は、4月の乳児院退所時には身長93cm、体重13.0kgであったが、この時の健診では95.1cm、11.74kgと、体重が4か月で約1.3kg減少していた。
- 姉については、2学期以降、やや登校渋りが見られたことから、9月12日と19日にスクールカウンセラーが面接した。12日の面接の際に、本児に対して母が手を挙げる可能性があるとの話を聞き取り、スクールカウンセラーはこの内容を中学校に報告した。これを受け、中学校は、翌13日に児童委員に家庭訪問を依頼した。
- 児童委員は、依頼を受け3回ほど訪問したが、母は不在であったため、近隣住民に子どもの泣き声などがあるか注意してほしいと依頼した。17日になって母に会うことができたが、本児は昼寝中とのことで会うことができなかった。母からは、「(本児は)オムツを教えないし、取替えさせてくれない。」「夜の仕事をしている。」との話があった。翌18日、中学校に電話で家庭訪問の状況を報告した。
- 児童委員から報告を受けた中学校は、子育てについての相談内容であると受け止め、心配されるような状況ではなく、緊急性はないと判断した。
- 10月に、母は本児を知人に預け、姉のみを連れてフィリピンに帰国した。この帰国に当たっては、母は県保健福祉事務所や中学校に事前に届け出、連絡をしていた。
- 母は11月3日に日本に戻った。県保健福祉事務所職員は11月5日、生活保護費の支給に際し、町役場で母と本児に面接しているが、特に不自然な様子は認めなかった。
- 11月20日、県保健福祉事務所では、本児の在留資格が確認できたことから、同日付で本児の生活保護を追加決定した。

#### (4) 本児死亡前後の経緯等（平成25年2月）

2月 5日（火） 母はA町役場を訪れ、生活保護費を受給

2月 8日（金） 母は食材、インスタント食品等を用意し、姉に食費として1万円を渡した。

2月 9日（土） 母はフィリピンに向け出発（姉に、28日帰国予定と伝えていた。）

2月12日（火）～14日（木） 姉が体調不良（発熱）により中学校を欠席

2月14日（木） 中学校担任が家庭訪問

2月15日（金） 姉は中学校へ登校したものの、体調が悪い様子であったため、保健室で休養した。その際に学年主任が母の不在を知らされ、母の携帯電話に電話したが連絡をとることができなかった。

別件で中学校を訪問していた児童相談所職員が、中学校から以下の事情を聴取した。

- ・姉は「母は、14日夜から帰宅していない。1週間前から仕事に出ており、本児は母の知人に預けられている。」と話している。
- ・同様の状況が続くようであれば、児童相談所で一時保護を検討してほしい。

これに対して、児童相談所職員からは、母不在の状況が続くようであれば、連絡するよう依頼した。

2月16日（土） 中学校では、担任が部活動に参加するため登校した姉から、母がまだ帰っていないことを確認し、児童相談所に電話した。土曜日のため「こどもホットライン24」（中央児童相談所に設置している24時間対応の電話相談窓口）に転送されたが、話し中で連絡は取れなかった。

2月18日（月） 中学校では、「母が夕べ帰ってきた」との姉の話により、午前中に学年主任が家庭訪問したが、母は留守であった。姉に再確認したところ、母の不在が続いていることが判明したため、その旨を児童相談所に連絡した。それに対して、児童相談所は姉との面接の機会を設けるよう依頼した。放課後の午後5時30分頃、担任と学年主任が帰宅する姉とともに再度家庭を訪れた。本児は知人に預けられているということであったため、本児の存在には気づかなかった。

午後6時頃、中学校から児童相談所に対して、上記の状況と、姉が児童相談所で一時保護されることに同意した旨の電話連絡が行われた。このため、児童相談所では、翌19日（火）に姉と面接した後、一時保護を検討することとした。

午後6時31分、姉から「本児が衰弱している」と警察に緊急連絡（110番）があり、午後8時過ぎ、救急・警察により本児の死亡が確認された。

## (5) 関係機関の対応経過

本項では、平成21年度以降の関わりから事案発生に至る関係機関の主な対応の経過をまとめた。

### ①児童相談所

平成21年度

12月14日、町児童福祉担当課から、本児と姉の一時保護を検討してほしいとの依頼を受けた。「母が11月25日に本児を知人に預けフィリピンに帰国したが、戻る予定の11月30日になっても戻らず、本児を預かった知人が養育困難となり、今、異父が児童委員とともに町役場に相談に来ている。」とのことであった。

同日付で本児と姉を一時保護したが、その後も母からの連絡はなく、22年1月、本児と姉を乳児院と児童養護施設にそれぞれ入所措置した。この際、児童相談所は、親権者である母による育児放棄との所見も少なからず持っていたが、主訴は養育者不在による養護相談として捉えていた。

平成23年度

9月20日、母から児童相談所に電話があり、23年5月にフィリピンから戻った後、「ずっと子どもたちを探していた」との話があった。児童相談所では、9月22日に母の来所面接を実施し、フィリピンでの行動経過や本児及び姉の引取り希望等を確認した。

9月30日には家庭訪問を行い、居住環境の確認のほか、乳児院入所中の本児及び児童養護施設入所中の姉と母の面会を行った。面会時に、姉はとても喜んだが、本児については終始泣いていた。しかしながら、母と別れた後、「ママ、来た。」と乳児院職員に話しかけてきたとのことであった。

以後、母及び施設と連絡を取り合いながら、本児及び姉の家庭復帰に向けて調整を始めた。10月11日の受理会議において、本児及び姉の家庭復帰に向けた家庭状況の調査を進めていくことを決定した。

姉と母の面会が順調であったのと比較して、本児と母の面会が必ずしも順調ではなかったが、母は「無理をせず面会回数を重ねながら、時間をかけて本児と関わっていきたい。」との姿勢であった。その後、面会を重ねた結果、良好な母子関係を築くことができたことや保育所入所が決定したことなどから、24年3月19日の判定・援助方針会議において、4月6日付けでの本児の入所措置解除・家庭復帰を決定した。入所措置解除と家庭復帰に当たり、児童相談所職員は2月中旬から町児童福祉担当課と連絡を取

り合い、3月12日には直接訪問し、保育所入所手続きについて事前に協議し、その後、母が手続きを行った。3月14日には母に同行し、本児の住所変更及び国民健康保険被保険者証の交付手続きを行った。

#### 平成24年度

本児が家庭復帰となった4月6日には、町児童福祉担当課に電話により情報提供を行い、対応について依頼したが、家庭復帰後の児童福祉司指導等の措置は採らずに終了した。

7月13日、町児童福祉担当課から、本児が保育所に通所していないとの連絡があったが、引き続き家庭訪問し、心配な状況があれば連絡してほしいと依頼した。

25年2月15日と18日に、中学校から姉の状況等について情報提供を受け、翌19日に学校訪問し姉に面接した上で、一時保護を検討したい旨、伝えたが、本児については、母の知人に預けられているとの姉の話があったことから、家庭訪問等を行って、本児や姉の状況を直接確認することはしなかった。

2月18日、今回の死亡事案の発生を受け、姉の一時保護を行った。

## ②A町役場

#### 平成21年度

9月24日、近隣住民から、本児と姉を置いて母は夜の仕事に出ているとの連絡があり、児童福祉担当課が母子保健担当課に家庭訪問を依頼した。

翌25日、母子保健担当課職員が訪問し、母と本児に会い、予防接種・乳幼児健診、保育所の手続きについて説明した。

その後、母から保育所に預けたいとの電話があり、10月15日に、母が児童福祉担当課を訪れ、保育所入所の相談をした。翌16日、母子福祉担当課が母に電話したところ、母は「知人に本児の面倒をお願いできれば、昼間の仕事が始められそうだ。」と話していた。しかし、11月16日には、「知人に預かってもらうことが難しいので保育所入所を待ちたい。」と話したため、入所申請を勧めたが、申請には至らなかった。

母は、11月25日に本児を知人に預け、姉をアパートに一人置いてフィリピンに帰国したが、戻る予定の11月30日になっても戻らず、本児を預かった知人が養育困難となり、12月14日に異父が児童委員とともに相談に訪れた。このため、児童福祉担当課は、児童相談所に本児と姉の一時保護を依頼した。

## 平成23年度

9月15日、母が児童福祉担当課を訪れ、本児と姉を探していると話したことから、児童相談所にその旨を連絡した。

11月16日、児童福祉担当課は、児童相談所から、姉の施設入所の措置解除を25日に予定している旨の連絡を受けた。11月22日に、児童相談所職員から姉の家庭復帰について直接説明を受け、25日には、母と姉が児童相談所職員とともに役場を訪れ、姉の転入等の手続きを行った。

24年3月5日、児童相談所職員から、本児の保育所入所についての問い合わせがあり、これに対して、保育所入所申請手続きを急ぐよう母を促してほしい旨、依頼した。

3月7日、児童福祉担当課が、母から本児の保育所入所申込みを受け、翌8日、4月からの入所決定を行った。

## 平成24年度

7月13日、「本児が保育所に通所していない。」との保育所からの連絡を受け、その旨児童相談所に連絡した。訪問の継続と、心配な状況であれば連絡してほしいと依頼され、児童福祉担当課職員が家庭訪問を繰り返したが、母子に会えずにいた。

7月18日に母から児童扶養手当の相談があったことから、20日に、児童福祉担当課職員が家庭訪問し、母と面接したところ、生活が苦しいと相談があったため町の生活相談を勧めた。

27日、母から「本児は知人に預ける」との理由で、保育所の退所届けが出されたため、31日退所とした。

8月1日に母子保健担当課職員が、7月の予定であった本児の3歳児健診が未受診であったことから家庭訪問した。母と本児は不在の様子で、姉が対応したため、姉に健診の再通知と内容を説明し、母に渡してもらうよう依頼した。

8月22日、3歳児健診会場に、母、姉及び本児の3人で現れ、一通り全ての健診を受診した。本児の体重が「やや少なめであったため、体重の増えを見ていくように。」と、母に伝えた。母からは本児の施設入所の経緯や、4月に家庭引取りとなったこと、本児の対応の難しさの話があったため、育児相談に誘導したが、「都合があるから」と、相談することはなかった。

10月16日に児童福祉担当課職員が本児のビザ更新に関する連絡で母に電話したところ、10月下旬から姉を連れてフィリピンに一時帰国することと、その間、本児は知人に預けることの話があり、これに対し、母には予定通り日本に帰ってくるよう指導を行った。

### ③保育所

平成23年度

保育所では、平成24年3月10日に保育所入所に係るオリエンテーションを開催し、母から本児の様子や食事等の状況、本児及び姉の施設入所の経緯、家族や緊急連絡先等を聴取した。

平成24年度

4月7日、保育所の入所式に母と本児が出席。その後、本児は、4月の土曜・日曜日以外は通所したが、5月からは母の体調不良を理由として欠席した。

何度か家庭訪問を試み、6月27日に母に会うことができたが、本児は知人に毎日預けているとの理由で会うことはできなかった。

7月3日には、母から保育所に「9日から通所する」との連絡が入ったが、27日に、7月末をもって退所するとの書類が町児童福祉担当課に提出され、31日付け退所となった。

### ④小学校

平成21年度

児童相談所の児童記録票によると、「担任は、母から、姉を知人に預けて帰国すると聞いていたが、姉は毎日登校しており、特に問題もなかったのもので、一人でアパートで生活していたとは思いませんでした。」とある。

その後、姉は、22年1月26日の児童養護施設入所に伴い、他校へ転校となった。

### ⑤中学校

平成23年度

11月17日、姉の家庭復帰に当たり、児童相談所から入所措置の経緯や家庭状況について電話連絡を受けた。施設入所時に通学していた中学校から転校することで、新たな環境となり心配な面がある旨、児童相談所に伝えた。

11月25日に姉は家庭復帰となり、26日付けで施設入所時の中学校から転校となった。

姉は、夏休み明けに登校渋りが見られたことから、担任がスクールカウンセラーとの面接を勧めた。9月12日のスクールカウンセラーによる面接に際して、姉から「母が本児に厳しく、手を挙げることもある。」という話があったため、9月13日に中学校から地区担当の児童委員に「母子家庭でもあり、心配なので家庭訪問をしてほしい。」と依頼した。

児童委員は3回ほど家庭訪問し、9月17日になって母及び姉と面談ができた。母は本児のオムツが取れないなどの子育ての悩みを持っていることと、母が気持ちに余裕がない様子であったことを翌18日に中学校に伝えた。児童委員から報告を受けた中学校は、子育てについての相談内容であると受け止め、心配されるような状況ではなく、緊急性はないと判断した。この時点の状況については、児童委員と中学校との間で認識に差があった。

平成25年2月12日（火）～14日（木）の間、姉は体調不良を理由に中学校を欠席したため、14日午後に、担任が家庭訪問し、玄関先で健康状態等を確認した。

2月15日（金）に姉は登校するが、体調不良が見られたため保健室で休養した。その際、母が昨夜から帰宅していないことや、本児が知人に預けられていることなどを学年主任が聴取した。なお、この聴取内容は、中学校を別件で訪問していた児童相談所職員にも伝えられ、併せて、このような状況が続くようであれば一時保護の検討を行ってほしい旨の要請が行われた。

2月16日（土）に姉が部活動に参加するため登校した際、母が依然帰宅していないことを担任が聴取し、児童相談所に電話した。しかし、土曜日であったため、中央児童相談所の24時間電話相談窓口にも自動転送されたが、電話相談が話し中で、つながらなかったため諦め、児童相談所とは連絡を取れなかった。

2月18日（月）、登校した姉から母が帰宅したような話があったため、学年主任が家庭訪問したが、帰宅している様子は感じられなかった。このため、学年主任が姉に再度確認したところ、母は2月13日（水）の朝に出かけたきり戻っておらず、母からの連絡がないこと、本児は2月10日（日）から家にいないこと、食料はあるが、お金はないことなどを聴取した。このため、学年主任が児童相談所に電話連絡し、姉の一時保護の依頼を行った。その際、児童相談所からは、姉と面接することについて確認を依頼された。担任と学年主任が放課後の午後5時半頃、姉の帰宅に同行して再度家庭訪問し、児童相談所からの依頼事項を確認するとともに、雨戸を開けて空気の入れ換えなどを行ったが、本児は知人に預けられているということであったため、本児の存在には気付かなかった。午後6時頃、中学校から児童相談所に対して、家庭訪問の状況と、姉が児童相談所で一時保護されることに同意した旨の電話連絡を行った。

## ⑥県保健福祉事務所

平成24年度

8月10日、母から「仕事がなく収入がない」ことから生活保護の申請があり、家庭訪問等の調査を行い、8月14日に、10日付けで生活保護の開始を決定した。その後、児童相談所での係属についての問い合わせをし、情報提供を受けた。

以降、保健福祉事務所職員は家庭訪問や町役場で母や姉・本児と面接し、就労指導、生活指導、本児の保育所通所指導等を行った。

10月18日に母から、フィリピンで暮らす母方祖母の容態が悪いので一時帰国したいとの申し出があり、所内で検討の上、帰国を了承した。12月7日に家庭訪問し、姉と面接したときには、玄関から見て部屋の中は整理されている状況であった。最後に職員が母と連絡を取ったのは、25年1月8日の母からの電話であった。このときは、2月の帰国について、母から申し出等はなかったため、承知していなかった。

## 4 事案の検証による問題点・課題の整理

---

本事案の検証に当たっては、以下の関係機関の関係者からのヒアリング等を実施し、本児に関わる支援の過程を確認した上で、問題点・課題の整理を行った。

### ○ヒアリング対象者

- ・ 児童相談所（所長、担当係長、担当児童福祉司）
- ・ 保健福祉事務所（担当職員）
- ・ A町の児童福祉担当課（部長、課長、担当係長）
- ・ A町の母子保健担当課（課長、担当職員）
- ・ A町の本児が一時通所していた保育所（所長、主任保育士）
- ・ A町の姉が通学していた中学校  
(校長、教頭※、学年主任、担任※、スクールカウンセラー※)
- ・ A町の地区担当児童委員※
- ・ 本児の母※

### ○居住していたアパートの検証※

[※印は、1～2名の委員に囑託して実施した。]

-----

## ■各機関における問題点・課題

本事案では、児童相談所、県保健福祉事務所及びA町の役場（児童福祉担当課、母子保健担当課）、保育所、中学校、児童委員が関わっていたところだが、事案発生に至る経緯の情報収集を行った結果から、次のような問題点・課題が考えられる。

### 児童相談所

- 平成21年12月に本児を乳児院に一時保護委託（22年1月からは措置）した際、養育者不在による養護相談として処理した。児童相談所は親権者である母からの育児放棄との所見も持っていたが、入所措置解除による家庭復帰に当たっては、この視点は欠け、その後の継続的な関わり（児童福祉司指導等）は採られなかった。

平成24年2月中旬から本児の家庭復帰に向けて、町児童福祉担当課と連絡を取り合い、本児が家庭復帰となった4月6日にも、改めて町児童福祉担当課に情報提供は行ったものの、その後、町役場の関係者を含めた個別ケース検討会議を開催することもなく、町要保護児童対策地域協議会にケースの引継ぎをすることもなかった。

- 当該地域は全国的にも有数の工業地域であり、外国人も含めて全国から就業希望者が転入してくる状況があり、身近に親戚や知人などの支援者がいない場合も多い。

本事案における母にあっては、限られた知人の支援を時折受けていたのみであり、地域からの支援は受けにくい状況にあった。児童相談所は、児童の家庭復帰に際しては、母子関係や児童本人の状況だけでなく、母子を取り巻く様々な現状（就労や収入状況等も含め）を把握した上で、母子に対する支援が図られるよう、きめ細かな見守り体制を構築しておく必要があった。

- 24年7月13日、町児童福祉担当課から「本児が保育所に通っていない。本児に会えていないので心配している。」との連絡を受けた際、引き続き家庭訪問してほしいと依頼した。

また、25年2月15日、中学校から、母が昨夜から帰宅していないことや、本児が知人に預けられていることなどの話が伝えられた際にも、このような状況が続くようであれば連絡してほしいと依頼した。

これらは、母や本児の所在を児童相談所が直接確認してほしいという要請ではなかったものとも考えられるが、町児童福祉担当課や中学校では、危機意識を持っていたと考える。

このような場合、児童相談所は関係機関から寄せられた情報に対して、対象家庭の状況などを勘案し、児童相談所が直接対応するのか、関係機関に対応を依頼するのかを判断し、関係機関に対応依頼するケースと判断した場合でも、対象家庭に対する今後の対応策や児童相談所との情報共有方法などについて、町要保護児童対策地域協議会や個別ケース検討会議の場において具体的かつ詳細な打合せを行う必要があった。

- 児童相談所は、本児を施設から家庭復帰させるに当たり、保育所への入所が必要条件と考えていた。保育所に通わなくなったことが判明した時点で、家庭復帰の条件を満たさなくなったのであるから、児童相談所は、本家庭への援助方針を再検討すべきであった。

- 母の生活保護申請の調査時に、児童相談所は、県保健福祉事務所から本家庭の係属状況に係る問い合わせに対し情報提供したが、同時に、今後の連携した家庭訪問や処遇対応について十分協議し、役割分担を決めておく必要があった。

- 本児の入所措置解除時に児童相談所は、町児童福祉担当課等に対して、本家庭の以前の係属内容を十分に情報提供していなかった。入所措置解除時（乳児院退所時）の身長・体重の情報が町児童福祉担当課又は母子保健担当課に伝達されていれば、24年8月の3歳児健康診断時に本児の体重が4か月前と比較して、約1.3kg減少したことを把握することができた。発育曲線のチェックは児童虐待を疑う上で重要な指標となることから、この情報を関係機関で共有すべきであった。

## A 町役場

- 平成16年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正により、市町村は住民にとって身近な行政機関として、児童相談に係る第一義的な窓口及び児童虐待の通告受理・援助機関としての役割を担うこととなった。

本事案では、児童相談所からの情報伝達が不十分な面があったとはいえ、町役場においては、子育て支援や母子保健の実施主体として、総合的な窓口としての機能を発揮することが必要であった。

また、市町村は、虐待を受けた児童など要保護児童に対する支援のネットワーク運営（要保護児童対策地域協議会）や児童相談所と緊密な連携を図ることも役割とされたところだが、市町村においては、新たな役割に応じた相談・職員体制の整備が必要な状況にあるものとする。

- 21年9月、同じアパートの住人から、母が本児と姉を置いて夜の仕事に出かけているという相談が寄せられた際、母子保健担当課が家庭訪問し、後日、母が児童福祉担当課を訪れ、保育所入所の相談をしている。また、本児を家庭復帰させるに当たり、児童相談所は児童福祉担当課と保育所入所の調整を行っている。

このような情報や相談内容から見れば、本家庭はリスクの高いケースとして捉えていくことが必要であり、積極的、継続的な関与や働きかけが必要であった。

- 母子保健担当課においては、3歳児健診の際に、母が本児の育てにくさを話していたことも踏まえ、家庭訪問の必要性を感じたものと考えられることから、町役場内の関係部署間では、それぞれが得た情報を共有し、家庭訪問を積極的に行い、相談を通して具体的な支援策を検討することが必要であった。

- 母は限られた知人に時々支援を受けていたことが確認されているが、近隣住民との交流がなく、地域から孤立していた。また、母は本児の育児に負担感を抱えていた状況があった。

外国人家庭や母子家庭などでは、児童の養育上の困難を抱えていても、周囲や行政機関に自ら積極的に相談・支援を求めることができないことも考えられる。こうした家庭を地域社会の中で孤立させないような取組が必要であった。

## 県保健福祉事務所

- 本家庭に対しては、保健福祉事務所が生活保護を通して継続的に関わっていた。

厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告）によると、心中以外の虐待死においては、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の割合が高いことから、そうした世帯における児童虐待の発生リスクには留意する必要性が指摘されている。
- 生活保護では、受給者本人の自立支援に重点が置かれることになるが、児童、特に乳幼児がいる生活保護家庭にあっては、児童虐待による死亡等の重大事案発生リスクが高まる事例がある。このため、家庭訪問等の際に、虐待という観点での児童の監護状況や安全の確認を行うことが必要であった。また、監護状況が懸念された場合には、町役場や児童相談所への情報提供と連携が求められた。

(参考)

- ◇ 家族の経済状況（心中以外の虐待死事例の場合）について、専門委員会第8次報告（平成24年7月）の死亡事例集計結果では、「市町村民税非課税世帯」が6例（有効割合で37.5%）と最も多く、「生活保護世帯」が4例（同25.0%）であった。また、第7次報告（平成23年7月）の死亡事例集計結果では、「市町村民税非課税世帯」が7例（有効割合で30.4%）と最も多く、「生活保護世帯」が6例（同26.1%）であった。

## その他の関係機関

- 本事案に係る児童相談所、県保健福祉事務所、町役場以外の関係機関として、保育所、中学校、児童委員が挙げられるが、なかでも保育所や中学校については、本児や姉に毎日関わる場面もあり、様々な情報を持っていたことから、児童相談所や町役場との適時適切な情報共有が望まれた。
- 要保護児童や生活困窮世帯に対する支援については、一機関のみで対応することは困難であるという視点を持ち、また、特に虐待が疑われる事案については、ためらうことなく他の関係機関と情報共有することが望まれる。なお、情報発信がスムーズに行われるためには、普段から関係機関同士の情報交換の場（市町村要保護児童対策地域協議会における実務者会議など）が必要であった。

## 5 課題解決に向けての提言

---

本事案における各関係機関の対応について、当時の状況下で必要とされた対応は行っていたのではないかとする意見がある一方で、関係機関個々の課題も見受けられた。なかでも、各関係機関がそれぞれ把握していた“心配される情報”を相互に共有できていなかった。

特に、本事案の場合は、母が外国籍であったことから、背景にある経済的な状況や地域での孤立化の傾向、言葉の問題等の生活全般にわたるアセスメントと関係機関による情報の共有、及び日頃からの地域における実態把握が不可欠であったと判断されるが、各関係機関における当初の関わり時点での課題の把握や危機意識が不足していたことが指摘できる。

本児の家庭復帰以後、児童相談所のみならず、町役場、保育所、保健福祉事務所、中学校などでは、本児の監護状況が懸念される事情を把握していたにもかかわらず、それに適切に対応できなかったのは、危機意識の問題だけではなく、児童を取り巻く問題が増加し、多様化する中、人員体制が不足していたからではないかと考える。

本検証委員会では、検証の過程で得られた問題点や課題を踏まえ、県、市町村、その他関係機関に対して、再発防止のために以下の提言を行うものである。

県、市町村をはじめ関係機関にあっては、児童虐待事案の発生予防と早期発見・早期対応に向け、本提言の内容を着実かつ早急に実行されたい。

## 【提言】

### (1) 児童相談所におけるリスクアセスメントのあり方

#### ○相談内容の類型にとられない総合的な判断評価

本事案が当初から「虐待ケース」として捉えられていた場合、又は措置解除時の調査等の過程において、少しでも虐待の疑いが抱かれた場合には、児童相談所としては、これまでの保護者及び児童への援助の経過を総合的に評価し、児童福祉司指導等の措置のほか、市町村の要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、児童相談所が主体となってケース処遇に係る進行管理を行うこととなる。

本事案の場合については、保護者の一時的な不在を要因とした「養護相談ケース」として捉えられていたことから、家庭復帰後の児童福祉司指導措置等が採られなかった。ネグレクト（養育の放棄・怠慢等）による「虐待ケース」として捉えられていたならば、家庭復帰による措置解除後、一定期間は児童福祉司指導措置等の在宅指導が採られていたことと考える。

しかしながら、このような虐待の有無という点のみに着目した判断評価だけでは不十分である。通常、相談内容が「虐待」という類型で整理された場合には、虐待が解消されたかどうかという一側面に重きを置いて判断評価することになるが、その結果、虐待以外の隠れたリスクを見落とししてしまうことも考えられる。

相談内容を「虐待」や「養護相談」「障害相談」「非行相談」等といった類型ごとに統計上の視点で整理するのではなく、あらゆる角度から総合的に判断評価することが必要である。保護者の養育意欲や親子関係の状況などの一面的な事象だけでなく、保護者の就労状況や収入面等も含め、可能な限り関係機関からも周辺情報を収集し、様々な状況や背景を総合的に考察した上で、考えられるリスク要因をつかんで、的確なケース処遇を行うことが求められる。

さらに、あらゆる可能性を考察した結果、直接的なリスク以外の要因が少しでも考えられる場合には、相談内容の類型の如何を問わず、児童及び保護者に対する指導・支援を一定期間継続することが必要である。

## (2) 児童相談所体制の充実強化

### ①危機意識の徹底

本県の児童相談所では、児童虐待通告への対応に当たっては、児童の安全を第一とするため、通告から24時間以内の児童の安全確認（国指針では48時間以内）を行い、その後の児童虐待再発防止のための家庭支援や、市町村に対する児童虐待対応への支援（助言指導・協力連携、各市町村要保護児童対策地域協議会への参加等）、児童虐待に関する関係機関（児童福祉施設、教育委員会、学校、警察、医療機関、裁判所等）との連携などを行っている。

「虐待」を主訴としていないケースへの対応においても、職員一人ひとりが児童の安全第一を念頭に置いて、危機意識を強く持ち、ケース係属の終了後も一定期間後に安全確認を行うなど、虐待事案と同様な対応を図ることが必要である。

### ②職員体制の充実

児童福祉司の任用資格要件については、児童福祉法第13条第2項において定められており、社会福祉士等の資格や相談援助の実務経験が必要となっている。

本県の児童相談所においては、現在、行政事務職採用の職員が人事異動により児童相談所に配属されているが、初めて児童相談所に配属された場合には、講習会受講により児童福祉司資格を取得し従事している。また、児童相談所で経験を積んで専門性を深めたとしても、行政事務職の職員の場合にあっては、一定年数の勤務後は他の職場へ異動してしまうのが現状である。人材の活用においては、経験を積んだ職員の再配置などに留意することが必要である。なお、平成25年度から福祉職の採用が開始されたことから、一定の改善がなされることを期待する。

児童相談所に寄せられる虐待や非行、育成などの相談内容は、年々、深刻化・複雑化してきている。また、共働き等により保護者が日中不在の場合が多いため、保護者との面接には、夜間や土・日曜日とならざるを得ない場合もある。本県においては、児童福祉司数は国の配置標準を満たしているものの、職員は身の危険にさらされるような処遇困難なケースも抱えながら、次々に寄せられる新規の相談に待ったなしで対応しており、1つのケースに余裕を持って対応することが難しい状況にもある。

児童相談所が18歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じる専門機関として、その機能を十分に発揮していくためには、やはりマンパワーが重要になってくる。児童福祉司が、児童の置かれた家庭や社会環境等を的確に捉え、市町村や関係機関と適切な役割分担と連携を図り、児童や家庭を援助することができるようになるには、相応の業務経

験が必要である。職員の専門性の向上とともに、児童・保護者の一人ひとりの処遇に十分な時間を割き、より適切な支援ができるようにするためには、児童福祉司の増員は不可欠である。

また、職員が一人で処遇困難ケースを抱え込むことなく、複数職員によりケースを担当するチーム体制や適切なスーパーバイズ（指導監督）を行うことができる経験を積んだ職員の配置体制を築く必要がある。

なお、「平成25年度都道府県別児童福祉司の管轄人口」（厚生労働省資料）によると、本県の3か所の児童相談所の児童福祉司（計36人）の一人当たりの管轄人口は、55,780人で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準（4～7万人）を満たしているものの、都道府県平均の一人当たりの管轄人口の48,650人よりは多くなっている。本県では、児童福祉司発令の職員のほかに保健師等も配置され、虐待対応をはじめ児童相談業務に携わっているところであるが、児童福祉司の役割が児童福祉法にも明記されていることから、児童福祉司資格を持った職員の配置については一層努めるべきである。

### ③児童相談所業務の周知

母はフィリピンに帰国する際、本児と姉の預け先について児童相談所に相談を寄せることはなかった。その理由は明らかではないが、児童相談所が本児と姉の一時保護や施設入所措置を行っていたことがあるにもかかわらず、どのような場合に児童相談所に相談し、どのような援助が受けられるのかについて、母が正しく理解していなかったことが考えられる。

児童相談所業務の広報周知については、あらゆる機会や広報媒体を通して積極的に行うとともに、特に日本語が不自由な外国人に対しても、しっかりと説明し理解してもらう必要がある。

### (3) 市町村の相談体制と関係機関の連携

#### ①市町村の役割と責務の認識

児童虐待対応に係る県及び市町村の責務として、児童虐待の防止等に関する法律第4条において、

- ・児童虐待の予防及び早期発見
- ・迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援
- ・児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援

を行うために、関係機関との連携強化など必要な体制の整備に努めなければならないと規定されている。

また、県が作成した「子どもの笑顔をめざして～市町村児童虐待対応マニュアル～」では、市町村に対して、虐待防止の取組として3つの大きな役割を求めている。

1点目は、支援に必要な職員配置や職員の専門性の確保による児童相談体制の充実と、地域の特性に応じた効果的な要保護児童対策地域協議会の運営である。2点目は、子育て支援や妊娠期から乳幼児期における母子保健活動など、住民に密接に関わりのある市町村の特性を十分に生かした虐待の未然防止と早期発見の取組である。3点目は、虐待の通告受理機関として、虐待の通告受理から対応・支援に至るまで、児童の安全確保と福祉の向上に係る責務である。

市町村においては、以上の役割と責務を再確認の上、児童が虐待を受けないよう、児童が安全で安心して育つことができる環境づくりに向け、今後とも、一層積極的な取組を行うことが必要であり、併せて、役割と責務に応じた職員体制の整備が望まれるところである。

#### ②市町村内の児童福祉担当課と母子保健担当課の連携体制の整備

1人の児童に対しては、その年齢に応じた様々な機関が関わることとなるが、市町村内でも、部署が異なれば入手できる、あるいは入手している情報にも差異があるものである。養育力不足が懸念される家庭や虐待が疑われる家庭の把握を行う上で、乳幼児健診時が重要な機会となっていることから、母子保健担当課から児童福祉担当課への情報提供、あるいは児童福祉担当課が把握している要保護児童のいる家庭に係る情報を母子保健担当課へ提供するなど、日頃から経験を積んだ職員を通して情報共有を行う仕組みなどを整えておく必要がある。

なお、本事案では、3歳児健診の場において、本児の体重が少なめであったことや母

の育児不安の様子をもちながらも、その情報が関係部署の間で生かされなかった。たとえ小さな兆候であってもタイミングを逃さずに、児童福祉担当課及び母子保健担当課をはじめ関係部署にあっては情報を持ち寄り、協働して相談支援に積極的に関わることが必要である。さらには、関係部署間の緊密な連携や、支援が必要な家庭へのきめ細かな対応をより図っていけるよう、体制整備を進めていくことが必要である。

### ③市町村要保護児童対策地域協議会の積極的な関与

本県においては、全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置されているが、市町村によっては、支援対象とする全てのケースについて、定期的に状況を管理する実務者会議が設置されていない。それぞれの関係機関の立場によって生じるケース対応への意識の差を解消するためにも実務者会議の設置開催は不可欠であり、未設置の市町村にあっては早急に設置することが必要である。

なお、市町村は、要保護児童等の支援状況等を常に把握し、関係機関との調整とケースの総合的な進行管理を行う中心機関であるべきである。

また、児童相談所は、実務者会議の設置運営について、積極的に市町村支援を行うとともに、個々の事例におけるアセスメントや援助方針などを具体的に提示しながら、専門機関としてのノウハウを関係機関に広めていくことが必要である。さらに、入所措置解除時等に当たり、対象家庭に係る関係機関との情報共有が必要な場合には、市町村に対し個別ケース検討会議の開催を積極的に促していくことが必要である。

### ④学校等との連携

厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によれば、過去に発生した児童死亡事案において、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されている。

また、厚生労働省及び文部科学省からは「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）が通知されており、地域の実情に応じた適切な対応が求められているところである。この通知で示された「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」では、定期的な情報提供の内容は、対象とされた幼児児童生徒等についての対象期間の出欠状況、欠席があった場合の家庭からの連絡の有無、欠席の理由とされ、頻度はおおむね1か月に1回を標準としている。各関係機関においては、改めて、この指針を踏まえた対応について徹底する必要がある。

なお、本事案の場合のように、外国人が多く居住する地域の学校等においては、地域の実情に応じて、教職員体制の充実をより一層行うことが求められる。

## ⑤地域の関係者との連携

地域に根ざした活動を行っている児童委員、主任児童委員、子育て支援ボランティア等の地域活動を行う関係者との連携を図るため、市町村の段階において、そうした関係者から提供される情報が、例えば「情報連絡カード」のような形で収集整理されるなどして、他の関係機関との連携や情報共有を行う際に、有効に活用されるような仕組みづくりが必要である。

### (4) 児童虐待に対する理解促進と職員の専門性の確保

特に児童虐待については、児童相談所が専門機関として位置づけられていることから、他の機関は児童相談所に連絡すれば、あるいは児童相談所が関わっていれば、その後は児童相談所が対応してくれているという傾向に陥りやすいのではないかと考える。

児童相談所が児童虐待対応の要の機関であることには違いないが、年々増え続ける児童虐待事案に、児童相談所一機関のみで発生予防も含めた幅広い対応を行うことは困難であり、地域の関係機関の協力連携が不可欠である。

児童虐待の問題は、家族の過去から現在に至る複雑かつ多様な問題に起因していることから、この家族の内なる問題を適切に把握し、的確に対応するためには、児童福祉業務に携わる職員が保健福祉分野だけでなく、様々な分野の知識と援助技術を備えることが必要である。また、児童福祉に関わる全ての機関が児童虐待に対する正しい理解と対応方法を学ぶ機会を確保し、各機関の職員の専門性の向上を図る必要がある。

児童相談所及び市町村の職員に対する研修については、「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（平成24年2月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）が発出されているところである。本県においては、児童相談所及び市町村の新任職員等を対象とした研修を、現在、中央児童相談所が中心となり企画開催しているが、今後とも研修内容の一層の充実を図り、児童相談を担う人材育成の強化と、職員個々の専門性を高めることで、ひいては、各機関における組織対応力の向上を図っていくことができるものと考えている。

さらに、保育所、幼稚園、学校、児童委員、警察署及び医療機関等の関係機関に対しても、児童虐待の理解促進のための研修や情報伝達の設定するなど、県及び市町村が積極的に取り組んでいくことが必要である。

## (5) 外国人家庭・生活困窮家庭への支援

### ①外国人家庭への支援

外国人においては、日本語による会話がある程度できても、日本語の読み書きを理解しているとは必ずしも言えない。

A町においては、外国人向けに翻訳されたパンフレット等で多くの情報が発信されているが、そうした状況にあっても限界があることから、日本語の読み書きができない外国人の場合には、入手できる情報量が極端に少なくなることになる。

児童が保育所や幼稚園、小学校等に通っている場合なら、それぞれの職員等が保護者の相談相手なり、情報発信者になり得るが、保育所や幼稚園にも通わず、在宅で過ごしている児童のいる家庭の場合には、保護者は極めて限定された情報と口コミによって行動せざるを得なくなる。限られた選択肢の中での行動は、やがて精神的ストレスに繋がり、児童への虐待の一因にもなってくる。

本事案については、母は近隣との交流がなく、知人も限定的であり、平仮名程度しか読むことができなかった。こうした外国人家庭の事例は他にも相当数あるものと考えられる。また、こうした家庭にあっては、児童の養育上の困難を抱えていても、周囲や行政機関に自ら積極的に相談・支援を求めることができないことも考えられる。

市町村は、児童委員等の協力を得て、外国人家庭の生活状況、地域との交流状況、日本語の理解度など、その実態を把握し、特にリスクの高い家庭に対しては、家庭訪問等を通して良好な関係を築き、状況に応じて必要な支援が迅速に行えるような体制を準備しておく必要がある。

なお、A町においては、外国人の多くを占めるブラジル人向けのポルトガル語による情報が多く、英語やその他の言語による情報が少ない状況があった。できるだけ多くの言語によって外国人向けに情報発信することが必要である。

### ②生活困窮家庭への支援

虐待は様々な要因が複雑に絡み合って起こる。保護者側のリスク要因、児童側のリスク要因及び養育環境のリスク要因の3つが主な要因とされるが、特に失業等で経済困窮に陥ると、そのリスクは高まるとされている。

そのため、状況に応じて生活保護担当機関をはじめ関係機関が連携して支援することは、保護者の経済困窮によるストレスから引き起こされる児童虐待を防ぐためにも有効な手段になるものと考えられる。

県及び市町村においては、各種施策やサービスを駆使し、生活困窮状態にある家庭への支援体制について検討整備していく必要がある。なお、生活保護を担当する職員については、数多くのケースを抱えながらも、きめ細かな支援を行っていくためには、職員体制の充実が望まれるところである。

## (6) その他

### ①提言内容の県内市町村等への周知

本事案の検証による問題点・課題と提言の内容については、他の市町村へも十分周知するため、市町村や関係機関の担当者を対象とした会議や研修会等の機会などで丁寧に説明をし、再発防止策の一助として活用してもらいたい。

### ②「市町村児童虐待対応マニュアル」等の改訂等

本県では、平成23年1月に「子どもの笑顔をめざして～市町村児童虐待対応マニュアル～」を作成しているが、作成後の児童福祉法の改正や国通知等の新たな情報を盛り込むほか、多文化共生社会の視点も取り入れて、市町村の担当者がより使いやすいものになるよう、内容の充実を一層図ることが必要である。

また、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」には、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が掲載されているが、このチェックリストを参考として、本県独自の項目等を加えたチェックリストを作成して、家庭復帰時等のより客観的な評価判断に用いることが必要である。

#### 【補足意見】

提言中、職員体制に関する部分について、児童相談所以外の関係機関においても、職員は多忙であることから、連携やきめ細かな対応を可能にするためには、とりわけ「職員の増員」が必要であるとの意見が補足された。

## 【提言のポイント】

---

「5 課題解決に向けての提言」における要点は、下記のとおりである。

### (1) 児童相談所におけるリスクアセスメントのあり方

- 相談内容の類型にとらわれない総合的な判断評価
  - ・虐待の有無に関わらず、十分な情報収集による総合的な判断評価

### (2) 児童相談所体制の充実強化

- ①危機意識の徹底
  - ・児童の安全を第一とした危機意識を持った対応
- ②職員体制の充実
  - ・児童福祉司の増員
  - ・経験を積んだ職員の配置体制の構築
- ③児童相談所業務の周知
  - ・児童相談所業務や支援体制の十分な周知

### (3) 市町村の相談体制と関係機関の連携

- ①市町村の役割と責務の認識
  - ・市町村の役割と責務について再確認
- ②市町村内の児童福祉担当課と母子保健担当課の連携体制の整備
  - ・関係部署間の情報共有の仕組みの整備
  - ・関係部署の協働による相談支援への積極的な関与と体制整備
- ③市町村要保護児童対策地域協議会の積極的な関与
  - ・実務者会議未設置の市町村に対する積極的な働きかけ
  - ・市町村要保護児童対策地域協議会への児童相談所による運営支援
  - ・個別ケース検討会議の積極的活用
- ④学校等との連携
  - ・関係機関間の定期的な情報提供の徹底
  - ・地域の実情に応じた教職員体制のより一層の充実
- ⑤地域の関係者との連携
  - ・地域活動を行う関係者からの情報の有効活用のための仕組みづくり

#### (4) 児童虐待に対する理解促進と職員の専門性の確保

- ・児童福祉に関わる全ての機関の職員の専門性の向上
- ・児童相談所が実施する市町村等を対象とした研修内容の一層の充実
- ・関係機関に対する研修機会についての県及び市町村の積極的な取組

#### (5) 外国人家庭・生活困窮家庭への支援

##### ①外国人家庭への支援

- ・外国人家庭に対する関係機関側からの積極的な関わり

##### ②生活困窮家庭への支援

- ・状況に応じて生活保護担当機関等との連携
- ・きめ細かな支援のための職員体制等の検討整備

#### (6) その他

##### ①提言内容の県内市町村等への周知

- ・本検証報告の提言内容の実効性ある活用のための市町村・関係機関への周知

##### ②「市町村児童虐待対応マニュアル」等の改訂等

- ・「市町村児童虐待対応マニュアル」の改訂及び内容の一層の充実
- ・本県独自の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の作成

## ～おわりに～

---

本事案の検証に当たっては、事案発生に至った問題点等を把握し、再発防止に資する改善策を見いだすことを目的に、多くの関係機関の方々からヒアリングを行った。ヒアリングは、当時関与した関係機関職員の個人責任の追及や批判を行うものではないことを改めて申し上げるとともに、御多忙の中、御協力いただいた方々にお礼申し上げる次第である。

本県における児童相談所への児童虐待通告（相談）件数は、年々増加傾向で推移しており、平成24年度は658件と、前年度の647件を上回り、過去最多となった。虐待通告の増加の背景には、全国的に新聞やテレビにより児童虐待事件が報道されることが多いこともあり、県民の皆さんの児童虐待に対する関心が高まってきていることが考えられる。児童虐待は悲惨な結果がもたらされる場合もあるが、そうだからと言って虐待通告件数の増加を憂うべきものではなく、通告が1件増えるということは、1人の児童を虐待から救えることに繋がるものである。

児童虐待問題に対しては、直接の通告相談窓口である児童相談所や市町村だけでなく、保育所、幼稚園、学校、医療機関等の児童に関わる様々な機関が、その対応に御尽力いただいているところであるが、今回の検証報告書に記載した提言が、尊い子どもの命を守るため、今後の児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止の取組の中において、十分に生かされることを期待するものである。

## 参 考 资 料

# 1 群馬県児童虐待死亡事例等検証要綱

---

## 群馬県児童虐待死亡事例等検証要綱

### 1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

### 2 実施主体

県が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加、協力するものとする。

### 3 検証組織

検証組織は、群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置・虐待対応専門部会（以下「専門部会」という。）とする。

### 4 検証委員の構成

検証委員は専門部会の委員で構成することとし、必要に応じて、関係者の参加を求めることができるものとする。

### 5 検証対象の範囲

検証の対象は、県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）を検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

### 6 検証方法

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、専門部会は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (3) 専門部会は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (4) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (5) 検証の具体的な進め方については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に準拠して行うものとする。

### 7 報告等

- (1) 専門部会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、県に報告するものとする。
- (2) 県は、専門部会の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、専門部会に報告するものとする。
- (3) 県は、専門部会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。

### 8 施行期日

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。



### 3 検証組織（児童死亡事案検証委員会）の構成

（平成25年7月現在）

職名	氏名	備考
元 育英短期大学 教授	森 川 澄 男	部会長
関東短期大学 学長	渡 辺 敏 正	副部会長
弁護士	赤 石 あゆ子	
高崎健康福祉大学大学院 教授	上 原 徹	
群馬県看護協会 会長	小 川 恵 子	

（※敬称略）

### 4 検証経過

#### ○第1回検証委員会

平成25年3月15日（金）

- ・ 検証の目的、検証方法の確認
- ・ 事例の概要及び経過の把握

#### ○第2回検証委員会

平成25年5月14日（火）

- ・ 現地関係機関からのヒアリング
- ・ 問題点、課題の抽出

#### ○現地関係機関ヒアリング、現地視察

平成25年5月30日（木）、6月4日（火）、6月13日（木）

- ・ 委員による現地関係機関等からの追加ヒアリング
- ・ 居住していたアパートの検証

#### ○第3回検証委員会

平成25年6月27日（木）

- ・ 問題点、課題の抽出
- ・ 報告書(素案)の検討

#### ○第4回検証委員会

平成25年7月24日（水）

- ・ 報告書(案)の検討